

## 坂井市準市内業者調査票

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

支店等の名称 \_\_\_\_\_

支店等の代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

営業所専任技術者名 \_\_\_\_\_

支 店 等 の 職 員 名 簿				
役 職	氏 名	職 種	専任・兼任の別	備 考
		技術・事務	専任・兼任	
		技術・事務	専任・兼任	
		技術・事務	専任・兼任	
		技術・事務	専任・兼任	
		技術・事務	専任・兼任	
		技術・事務	専任・兼任	
		技術・事務	専任・兼任	

電 話 ・ F A X ・ メ ー ル ア ド レ ス		
電 話 番 号		転送電話は不可
F A X 番 号		
メ ー ル ア ド レ ス		

支 店 等 の 位 置 図
<div style="text-align: right; margin-top: 10px;">住宅地図等の添付</div>

支店等事務所の外観

社名表示の確認できる写真添付

支店等事務所の内観

電話・パソコン・机が確認できる写真添付

## 坂井市市内業者及び準市内業者の認定基準要領

(趣旨)

第1条 この基準要領は、坂井市における入札参加資格を公平かつ公正に処理するため、坂井市入札参加資格者名簿に登載された者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 市内業者とは、常時契約を締結する事務所として坂井市内に本店又は本社(以下「本店等」という。)を有している業者で市税を完納している業者をいう。

2 建設工事の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として坂井市内に建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)の規定により許可を受けた支店、支社又は営業所(以下「支店等」という。)を有している業者で市税を完納している業者をいう。

3 測量・建設コンサルタント等の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として坂井市内に登録された支店等を有している業者で市税を完納している業者をいう。

4 前3項に規定する常時契約を締結する事務所とは、請負契約の見積、入札、契約締結など契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者は、本店及び支店等において、市と契約を締結しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、準市内業者として認定するに当たり必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。

この場合において、建設工事業者にあつては、営業所に建設業法で定める専任の技術者が常駐していなければならない。

(3) 常時連絡がとれる体制となっていること。

3 前項各号に該当する準市内業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項及び第3項に規定する支店等と認めないものとする。

(1) 事務等を執り行える事務用什器や事務用機器が具備されていないとき。

(2) 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていないとき

(3) 人的な配置がなされておらず、かつ、配置人員が市外の本店等と兼務となっており、不在の状況が頻繁となっているとき。

(4) 常時、不在転送電話であつたり、単なる取次ぎ事務や当該事務に伴う連絡員を配置しているとき。

附 則

この要領は、平成19年7月10日から施行する。

## 市内業者及び準市内業者における営業所要件

坂井市の入札参加資格申請において市内業者及び準市内業者としての申請をしている事業所は、次の要件を満たしている場合のみ認定します。

- 1 営業所は容易に移動することができないよう、基礎に固定されていること。
- 2 屋外の公衆が見易い位置および営業所の入り口付近に、商号または屋号を記載した看板を掲げていること。(看板の大きさは、建設業法施行規則に定める建設業者が営業所に掲げる標識程度とする。)
- 3 居住空間と併設されている場合は、明確に区分された事務所(事務室)が設けられていること。
- 4 建設業法第40条の規定に基づき建設業の許可標識または営業種目に関する許可証等が、明確に掲示されていること。
- 5 営業所においては、契約等の見積り、入札事務(電子入札含む)、契約締結等の実態的な業務を行っており、その業務を行うために必要な人員が配置されていること。
- 6 建設工事にあつては、経營業務の管理責任者または建設業法施行令第3条に規定される使用人が常勤しており、建設業法で定める専任技術者が常勤していること。
- 7 電気・水道等の公益事業者と供給契約を締結し、社員が常勤するにあたり必要な環境が整備されていること。
- 8 業務を行うに当たり必要となる事務用什器類(机・椅子・テーブル等)や、事務用機器(電話、パソコン等)が備え付けられていること。
- 9 建設業法第40条の3に基づく帳簿や各種台帳が、常時備えられていること。
- 10 営業所に備えられる電話は、営業所専用の固定電話であり、営業所以外への転送を行っていないこと。
- 11 営業所に備えられるパソコンは、入札、契約手続き等営業所の業務に使用できること。  
また、建設工事および測量・建設コンサルタントの場合は、福井県の電子入札サービスシステムに接続できること。
- 12 営業所には、契約用の印鑑および電子入札用ICカードが、適切に保管されていること。
- 13 常時連絡が取れる体制となっていること。ただし、転送電話による連絡体制の確保は認めない。

上記の要件を満たしていない場合は、市内業者及び準市内業者としては認定しませんので、ご注意ください。